

総務環境委員会  
請 願 一 覧

令和2年4月28日(火)

○総務関係

(保留分)

令和元年請願第2号

政治倫理条例の制定を求める件

令和元年請願第8号

名古屋市会の議会運営委員会の視察先での暴行等の真相究明と再発防止策を求める件

---

令和元年請願第3号

○  
政務活動費の使途の公開を求める件

政治倫理条例の制定を求める件

請願者 守山区

議員の資質を考える市民の会  
共同代表

要 旨

新聞報道等によれば、平成30年11月19日夜、議会運営委員会の視察先での意見交換会の席上、ふじた和秀議員は、田山宏之議員に対して、「クズ」、「ごみ」等の暴言を浴びせた上に、頭もたたいたとされている。

ふじた議員は、こうした報道についての記者団の取材に対し、報道されたような言葉でお騒がせしたことは本当に申し訳ない、と語っている。

これらが事実だったとしたら、市民から選良として尊敬される立場の議員として、あつてはならない暴言であり、暴力である。

このようなハラスメントは、被害者の尊厳と人格を否定する人権侵害行為であり、到底許されるべき行為ではない。

田山議員は、ふじた議員から受けた暴行について、同議員を傷害・侮辱容疑で愛知県警察に告訴し、受理されたことを明らかにし、損害賠償請求訴訟も提起している。

係争中とは言え、ふじた議員の行為は、市議会の品位と市民の信頼を損なったことは明らかであり、市議会として市民への説明責任を果たすためにも真相を究明する責務がある。

市議会議員は、市民全体の奉仕者として、名古屋市議会基本条例で「高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する」ことが求められている。

ふじた議員の行為は、こうした政治倫理に明確に反しており、市民に対する重大な背信行為である。

ついでには、ハラスメントなどを再発させないような政治倫理を確立し、この暴言問題の真相究明を行うために、次の事項の実現をお願いする。

- 1 議会運営委員会の視察先での意見交換会におけるふじた和秀議員の暴言についての真相を究明すること。
- 2 政治倫理条例を制定し、政治倫理審査会の設置及びあらゆるハラスメント行為の禁止を内容とする規定を設けること。

(参 考)

令和元年8月29日 保 留

名古屋市会の議会運営委員会の視察先での暴行等の真相究明と再発防止策を求める件

請願者 瑞穂区

名古屋市政を考える市民の会

要 旨

マスコミで広く報道されているとおり、平成30年11月に名古屋市会の議会運営委員会が行った行政視察の視察先での意見交換会に関し、一部議員の同僚議員への暴言・暴行等の疑惑が浮上している。ところが、被害を受けたとされる議員が愛知県警察に傷害・侮辱容疑で告訴状を提出し受理されたことから、現場に居合わせた議員や同行していた市の職員のほぼ全員が、刑事告訴されている事案なので回答できないなどの理由を挙げて証言を拒否している。公開された音声を聞く限り、議員によるハラスメント行為が行われた疑惑があり、また、被害を受けたとされる議員が既に告訴を行っている。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 平成30年11月19日に開催された意見交換会での一部議員による同僚議員に対する暴言・暴行等の疑惑に関し、議会の責任で事実確認をした上で、その内容を市民に公表するとともに、ハラスメント防止策について議会としての対応策を市民に示すこと。

(参 考)

令和元年8月29日 保 留

政務活動費の使途の公開を求める件

請願者 守山区

市民の会 なごや  
共同代表

要 旨

名古屋市議員に支払われている政務活動費は、その使途の公開が主権者及び納税者である市民に対し不十分な制度である。

近年、全国の地方議会で政務活動費の不正使用が多発し、メディア等でも大きく取り上げられているため私たち納税者の不信が募っている。

また、本市においても「夜な夜な錦三で「天守の調査」？」や、「政活費で切手購入行脚」という政務活動費の使途について疑問がある旨の新聞報道があった。

領収書の写しを誰もがインターネットから入手することができる制度になっていれば、政務活動費の不正使用は防げたと考える。

政務活動費も議員報酬と同様に名古屋市民の血税から支払われていることは、深く認識されていることだと思う。それゆえ、その使途を公開し、市民が情報を得られるようにすることが不可欠である。

現在のように、平日の昼間に市会事務局に行かなければ閲覧することができず、その上に紙での閲覧では不便である。また、写しの交付を受けて持ち帰るためには、1枚当たり10円のお金がかかるという現状があり、全部の写しを入手するには、多額の費用を負担しなければならない。

これでは、市民・納税者への情報公開を果たしているとは言えない。直ちに政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等をインターネットで公開することが議員の責務である。

既に、50以上の府県市町議会において、領収書等のインターネット公開がなされている。市民のより一層の理解と信頼が得られるように、政務活動費の使途の透明化を進めてほしい。については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び支出に係る領収書をインターネットで公開すること。

(参 考)

令和元年8月29日 保 留